

# 渋谷マークシティ駐車場管理規程

株式会社渋谷マークシティ

## 渋谷マークシティ駐車場管理規程

2000年 3月 日 制 定 11建道管管1145号

2000年 4月 7日 実 施

2013年10月 1日 一部改定

2013年10月 1日 実 施

2014年 4月 1日 一部改定

2014年 4月 1日 実 施

2015年 4月 1日 一部改定

2015年 4月 1日 実 施

## 駐車場管理規程

### 1 名称

渋谷マークシティ駐車場

所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目14番1外（地番）

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号（住居表示）

### 2 駐車場管理者

(1) 所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

(2) 名称 株式会社渋谷マークシティ

(3) 電話 03(3780)6503（代表）

(4) 代表者 代表取締役社長 田川 稔

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 利用（第7条－第14条）

第3章 駐車料金及び算定等（第15条－第20条）

第4章 引取りのない車両の措置（第21条－第24条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第25条－第29条）

第6章 雑則（第30条－第31条）

### 第1章 総則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、24時間とする。

（時間制利用の利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合。
  - (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合。
  - (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、管理運営上緊急の措置をとる必要があると認められる場合。
- 2 管理者は、前項の規定により、駐車場の全部又は一部の営業を休止しようとするとき、休止している駐車場の全部又は一部の営業を開始しようとするときは、その旨を見やすい箇所へ掲出する。

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両は、積載物又は取付物を含めて下表のとおりとする。

階数	高さ	長さ	幅	総重量
6階	3.0m以下	6.0m以下	2.2m以下	4.0 t 以下 (積載重量2 t 以下)
7～10階	2.1m以下	5.0m以下	2.2m以下	4.0 t 以下 (積載重量2 t 以下)

## 第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 利用者は、入場するとき、駐車場入口において車両保管の証として、駐車券を駐車券発券機より抜き取り入場する。

2 入場後は時間貸しの空いている駐車位置に入庫する。ただし、係員が指示したときは、その指示する駐車位置に入庫する。

3 利用者は、出場するとき、駐車場出口料金自動精算機において駐車券を返納し、所定の駐車料金又は割引駐車券等を納付し出場する。

4 定期駐車券による利用者は、入場時は駐車券発券機、出場時は料金自動精算機で、確認を受けた後入出場する。

5 駐車場の管理上必要がある場合は、出入口の一部を閉鎖することがある。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は駐車場内の車両通行については、道路交通関係法令に定める例によるほか、次の各号を守らなければならない。

(1) 走行にあたっては、速度は毎時8キロメートル以下で徐行し、入出庫の安全を十分に確認するとともに、過剰な排気ガスの防止に努めること。

(2) 追越しをしないこと。

(3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先すること。

- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。
- (6) 通行禁止区域を走行しないこと。

(遵守事項)

第10条 利用者は、前条の定めによるほか、駐車場内において次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 喫煙及び火気の使用はしないこと。
- (2) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (3) 駐車場を利用する場合は、駐車位置白線内に正しく駐車すること。
- (4) 駐車中は、エンジンを必ず停止し、車両から離れるときは窓を閉め、車内に貴重品、その他それに準ずる物品を置かないこと。
- (5) 駐車場に駐車する場合は、扉及びトランクは施錠すること。
- (6) 駐車券は車両内に放置せず必ず持参すること。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたとき、又はその他の事故が発生したときは、直ちに係員に届け出ること。
- (8) 場内において宿泊など駐車以外の目的に使用しないこと。
- (9) 搬入車駐車場以外で、荷物の積卸しは行わないこと。
- (10) 場内において、飲酒、賭事及び喧騒に亘る行為等をしないこと。
- (11) 場内において営業行為及び演説、募金、署名運動、宣伝、その他秩序を害する行為を絶対にしないこと。
- (12) 失火危険を伴う車両の整備、修理及び給油は行わないこと。
- (13) 紙屑、空き缶、ペットボトル等は場内に放置しないこと。
- (14) その他管理者の業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。
- (15) 洗車しないこと。
- (16) 制限サイズ以上の車両を進入させないこと。

(注意事項の表示)

第11条 管理者は、利用者が守るべき注意事項を、見やすい位置に表示し、必要に応じて口頭で注意するものとする。

(入庫拒否)

第12条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり、汚すおそれがあるとき。
- (2) 車両備え付けのガソリン携行缶を除き、引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、又は液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第13条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

(1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。

(2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

(3) 第14条に規定する措置をとるため必要があるとき。

(事故に対する措置)

第14条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

### 第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第15条 時間制駐車料金(消費税込み)は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料 金 額
24時間 営業	最初の20分まで200円、以降20分毎200円 深夜1:00～7:00は30分毎200円 12時間毎 最大2,500円

(時間制駐車料金算出にあたっての駐車時間)

第16条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入場の際に駐車券に記載した時刻から出場の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

(定期駐車)

第17条 定期的に駐車場を利用する場合には、利用者はあらかじめ定期駐車契約を締結し、管理者は定期駐車券を発行する。ただし定期駐車券の発行数については、指定定期駐車場台数とする。

2 定期駐車料金(消費税別)は、車両1台につき次の表のとおりとする。

種 類	通用期間	料 金	敷 金
月極定期券	1 か月	60,000円 (6階大型車区画については80,000円)	料金の2か月分相当額

3 前項の料金は、特殊な事情により管理者が必要と認める場合は変更できるものとする。

(時間券)

第18条 時間券料金(消費税別)は、次の表のとおりとする。

券種	料金		
	オフィス	東急百貨店	渋谷エクセルホテル
1時間券	477円	334円	286円
2時間券	953円	667円	572円
3時間券	1,429円	1,000円	858円
24時間券	5,715円	2,000円	1,715円

2 時間券の料金は、管理者からの請求に基づき振込むものとする。

(不正利用者に対する割増金)

第19条 利用者が駐車場出口料金自動精算機において、所定の駐車料金を支払わないで出場したときは、所定の駐車料金のほかにその2倍相当額の割増金を収受する。

2 利用者が、定期駐車券(又は他の駐車券類)を次の方法により、これを使用した場合は、当該駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

- (1) 他の車両の駐車券類を利用した場合。
- (2) 券面の表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合。
- (3) 通用期間が経過した定期駐車券を不正に使用した場合。
- (4) その他不正の手段をもって駐車場を利用した場合。

(料金の払戻し等)

第20条 既納の定期駐車料金及び時間券料金は、原則として払戻し、又は割戻しの請求には応じない。ただし、定期駐車券については、管理者が特別の理由があると認めるときはその一部又は全部について、その請求に応ずることができる。

2 第5条第1項第2号・第3号・第4号の規定により営業休止となったときは、前項の規定にかかわらず定期駐車券通用期間満了後1か月以内に限りその請求に基づき定期駐車料金の割戻しをするものとする。

3 第1項のただし書きの規定より既納の料金を払戻しするときは、定期駐車券1枚につき手数料500円を徴収する。ただし、前項に該当する場合は免除するものとする。

#### 第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第21条 時間制利用の利用者が、予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
- 3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
- 4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第22条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第23条 管理者は、第21条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第24条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に戻すものとする。



## 第5章 保管責任及び損害賠償

### (保管責任)

第25条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して車両入場させたときから同券を確認して出場させたときまで）、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出場の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して）車両を出場させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

### (利用者に対する損害賠償責任)

第26条 管理者は、駐車場の諸設備及び機械の故障、その他管理者の責に帰すべき事由により出場できないとき、又は車両を滅失、毀損、汚損したときは、その損害を賠償する。

2 前項により出場できないときは、利用者に対し駐車料金は徴収しない。

### (車両の積載物又は取付物に関する免責)

第27条 管理者は、駐車場に駐車する車両内に残置された貴重品、その他の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

### (免責事由)

第28条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

(1) 自然災害その他不可抗力による事故。

(2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故。

(3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故。

(4) 第5条の規定による営業休止等の措置。

(5) 第14条の規定による措置。

### (利用者に対する損害賠償の請求)

第29条 利用者及びその関係者は、故意又は過失により、この駐車場の諸設備及び他の車両等に損害を与えたときは、直ちにこの損害について管理者及び他の被害者に賠償しなければならない。

## 第6章 雑則

### (付帯業務)

第30条 管理者は、利用者の便宜を図るため、法令の手続きに従い、付帯業務として洗車、修理及び売店等の業務を行うことができる。

### (この規程に定めない事項)

第31条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。